

京都市立看護短期大学四年制化の取組に対する市民意見等について

京都市立看護短期大学四年制化の取組については、平成 21 年 3 月の市長定例記者会見での発表以来、関係者への説明に努める一方、同年 6 月下旬から関係資料をホームページに掲載するとともに、8 月 1 日号の市民しんぶん全市版（市内全世帯配布）にも本市の考え方を掲載したところです。

平成 21 年 12 月 28 日までに、市民の皆様からお寄せいただいた主なご意見と、それらに対する本市の考え方は下記の通りです。

1 意見数

郵便・電子メール・持参 19 通（18 件）
署名 13,156 筆

平成 21 年 3 月の発表から同年 12 月 28 日まで、郵便、電子メール等の手段により、市民の皆様から寄せられたご意見を内容別に集計したものです。（関係者への説明等の際に、出された意見や質問は除いています。）

2 市民意見の主な内容と本市の考え方

| 番号 | 市民意見の内容 | 本市の考え方 |
|-------------------------|--|--|
| 看護職員確保対策について | | |
| 1 | 質の高い看護職の人材養成に努め、併せて看護職の人材不足に対応する看護職の定着対策に取り組み、地域医療の発展に一層の責務を果たすこと。 | 我が国では、少子化の進展に伴い、20 年後の 18 歳人口は、今の 3 分の 2 の水準に低下すると予測されており、従来のように新卒養成定員の拡大という手法で将来の看護職員確保を考えていくことには限界があるため、大学教育化による質の向上と、毎年 10 万人にも及ぶ看護職員の離職対策をはじめ、新卒養成だけに頼らない量の確保の両面で取組を進めていくことが時代の要請であると認識しております。 このため、本市では、看護職員の養成と確保について、公と民が果たすべき役割を見直し、看護学科の新設を計画中の私学との協働により、京都市立看護短期大学（以下「看護短大」と記す。）の四年制化を実現し、併せて市内私立大学四年制看護学科学生に対する奨学金制度の創設、更には看護職員の復帰支援や定着対策等にも取り組むことで、京都市域における高度医療に対応する優れた看護職員の確保を図って参りたいと考えております。 |
| 2 | 看護師がどこでも不足している現状の中、自治体が公的な養成所を閉ざしてしまうことは、自治体の責任放棄・住民のいのちと健康を守ることを軽視していると言われても仕方ない。 | |
| 民設民営方式での四年制化について | | |
| 3 | 看護短大の廃止方針を再考・撤回し、市立で四年制化すること。 | 看護師の養成機関が国・府の他、民間にも多数存在する中、本市が看護短大を設置して、看護師の養成を行う意義は、医療の高度化・専門化に対応できる看護師を養成するための「高度な教育環境」を提供することにあるといえます。しかしながら、全国的に四年制看護学科の設置が進む中、現在の看護短大は、入学生のアンケート結果からも四年制大学を第一志望とする者が多く、また、近年卒業生の 2～3 割が四年制大学に編入学し、市内医療機関への新卒看護師供給源としての |
| 4 | 私学が看護科を新設するのは大賛成だが、京都市は公立の看護短大をなくさないで下さい。公立の 4 年制大学にして、ぜひ立派な看護師をこれからも育てて下さい。 | |
| 5 | 京都は大学のまちであり、大学との協力はどんどん進めていくべきだと思うし、財政が厳しい中で私学に公立大学を引き継がせるのは良いアイデアだ。一概にすべてのものを民に委ねれば良いとは言わないが、学生確保 | |

| | | |
|---|--|---|
| | が困難となる中、行政として民業圧迫するようなことは避けるべきだ。 | 役割にも大きな課題が生じているなど、看護短大の四年制化に向けた、早期の取組が必要となっております。 |
| 6 | 私学が新たに看護学科の経営に参入してくるのであれば、市立短大の廃止は当然の帰結といえる。市独自に四年制大学化すれば、関係者にとっては満足でも、関係のない大多数の者にとっては、関係者のエゴのために毎年今より数億円もの税金が余計に使われてしまうことになり、納税者として納得できるものではない。 | このため、本市では、看護短大の四年制化後の運営方式について、直営、公立大学法人、公設民営、民設民営の四通りから検討を重ねて参りました。その結果、既に開設済みの京都橘大学の外、今後5年以内に二つの市内私学（京都光華女子大、佛教大）が看護学科の新設を計画、更に一つの市内私学も新設を検討されている一方、少子化の進展に伴い、全国的に学生数が減少していく中、多額の財源を投じた上で、なおかつ私学と競合し、民業を圧迫するのではなく、本市の危機的な財政状況も踏まえ、限られた行財政資源の効率的活用を図るためにも、これからの看護職員の養成と確保について、公と民とが果たすべき役割を見直し、看護学科の新設を計画中の私学との協働により、看護短大の四年制化を実現するとともに、市として新たに市内私立大学四年制看護学科学生に対する奨学金制度の創設、更には看護職員の復帰支援や定着対策等に取り組むことにより、京都市域における高度医療に対応する優れた看護職員の確保を図っていくこととしたものです。 |
| 7 | この問題のみならず、行政のスリム化に努め、本当に必要なことだけに税金を投入していただくよう望む。 | もとより高等教育は、高い公共性が求められており、公立か私立かという設置主体の相違によって、養成される看護職員の資質に差が生じるものであってはなりません。このたびの「民設民営」方式による四年制化は、大学の設置者は替わるものの、これまでの看護短大における教育的蓄積を基礎として、高度な教育環境の再構築を図ろうとするものであり、教育内容についても、看護短大の教員が佛教大の教員と共に構築することとしているほか、本市と佛教大との間で協議機関を設置することにより、本市の意向や政策等の反映等、必要な公共性を担保することについても、両者の間で合意しているところです。 |
| 8 | 看護短大は、伝統ある短期大学として、数多くの優秀な看護師を育ててきた。市立のままの四年制化は色々な事情があってできないのかも知れないが、看護短大の良さについては、市として責任を持って引き継いでいってほしい。 | したがって、新たに設置される看護学科の学生は、看護短大における教育的蓄積を基礎として再構築された、より高度な教育環境の下で教育を受け、これまでの看護短大の卒業生と同様、市内を中心とする地域医療に貢献していくことが期待されます。同時に、私立大学として運営されるため、本市としては、大学運営や施設整備に要するコストを負担する必要がなくなるなど、看護職員一人当りの養成に係る市民負担の最小化を図ることができ、将来的にも市民が享受できる利益は大きいと考えております。 |
| 9 | 平成22年度の学生募集停止を中止すること。 | 看護短大の学生募集停止につきましては、設置主体の変更に関わらず、看護短大を四年 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| 10 | まだ決定もしていないのに募集を停止したりするのは、よくないと思う。 | 制化する場合、いずれ必要となる手続の一つとして、国とも協議の上適正な手続のもとで実施しているものであり、撤回する考えはございません。 |
| 経緯等について | | |
| 11 | 佛教大学と公民協力するに至った経過を明らかにすること。 | 看護短大の四年制化は、直営であれ、民設民営であれ、教員をはじめとする看護短大の優れた教育的蓄積が雲散霧消することなく、一つの大学に承継されていくことが前提となります。 |
| 12 | 今回の決定事項に至る過程が不透明であり、大学職員も学生も保護者も誰もその決定に至る過程で関与しているとは思われない。教官や学生も含めて十分な議論がなされてやむを得ず今回のような決定になったのであれば仕方ないことかもしれない。しかし、本当にほかの選択肢がなかったのか、京都市立看護大学としての存続を望んでいるならばそのようにするための最大限の努力が払われた上での決定であったのか、など疑問が残る。 | 本市では、平成 20 年 12 月、市内のすべての大学に対し、アンケート調査を実施した結果、今後 5 年以内に看護学科の新設を計画している大学は二校であり、その内の一校は、すでに教員の人選等の面で具体化が進んでおりました。そこで看護短大の教員の受入が可能であり、且つ看護短大の教員と共に一から教育システムの構築も可能である大学は、佛教大だけであることが明らかになりました。こうして候補校が一校に特定され、公募になじまない状況にあるとともに、最後まで教育に責任を持つため教員の離職を招く事態を避ける必要があること、また時機を失すれば、佛教大における教員の人選等も進み、今後いつ本市の考える条件に合致する私学が現れるか分らなくなることから、平成 21 年 3 月、市長と佛教大の代表者とが直接お会いし、本市と佛教大との間で基本的な方向性の一致をみたのち、直ちに直後の定例記者会見において発表したものです。 |
| 13 | 看護短大の四年制化に当たっては、パブリックコメントを実施するなど、広く市民に意見を聞き、市民への説明責任を十分に果たし、関係者と協議していくこと。 | その後、本市では、「民設民営」方式による看護短大の四年制化方針について、学生、保護者、同窓会役員会等への説明の機会を持ち、6 月下旬からは関係資料をホームページに掲載するとともに、8 月 1 日号の市民しんぶん全市版にも本市の考え方を掲載したところです。 市民の皆様からお寄せいただいたご意見については、取組の具体化に当たっての参考にさせていただきたくとともに、今後とも、関係者との必要な協議を行いつつ、具体化に取り組んで参りたいと考えております。 |
| 新たな奨学金制度について | | |
| 14 | 看護短大を私学として四年制化していくことは、学生数の減少や市の財政状況からすればやむをえないことかもしれないが、市立で学費の安い大学がなくなるのは、学費の面で苦労している学生にとっては切実な問題である。看護職員を目指す学生への支援として新たに奨学金制度を作るのは多くの学生に喜ばれると思う。人によっては苦学生に対する理解が少ないので、大切な税金の使い道として、しっかり説明していってほしい。 | 国公立大学の標準的な学費や、看護職員養成課程を設けている専門学校等の平均的な学費と私立大学四年制看護学科の学費との間の差は大きいものがあります。このため、本市では、市内私立大学の四年制看護学科の学生を対象とする新たな奨学金制度を創設し、質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実を図っていくこととしております。 なお、同制度の内容については、平成 21 |

| | | |
|----|---|---|
| | い。 | 年 12 月 28 日に、京都橋大学、京都光華女子大学及び佛教大学から共同で提出された要望を踏まえ、看護を志す学生が学資のために進学を諦めることがないよう、本市と市内私立大学との協働により、市内私立大学看護学科への進学を応援していけるものとして参りたいと考えております。 |
| 15 | 新たな奨学金制度等については、佛教大学以外の私学看護学科の入学生にも公平に適用されるよう検討いただきたい。 | |
| 16 | 無利子貸与や入学金に対する補助、一定条件下での返済免除の実施等、少しでも学生の負担軽減を図られたい。 | |
| 17 | 平成 22 年度から実施されたい。 | |
| 18 | 看護短大の入学定員(50名)以上の貸与者枠を確保されたい。 | |